

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都品川区東品川一丁目14番5号

氏名 株式会社アール・イー・ハヤシ
代表取締役 安田 真之

公開用

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年12月18日

許可の有効年月日 令和5年12月17日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (以上8種類)

圧縮梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず (以上4種類)

2 事業の用に供する施設

東京都大田区東糀谷一丁目7番1号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	4.55(t/日)	29.7(t/日)	平成10年11月23日	産施51009号	平成13年2月1日
	紙くず	12.1(t/日)				
	木くず	30.3(t/日)				
	繊維くず	12.1(t/日)				
	ゴムくず	12.1(t/日)				
	金属くず	33.4(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	22.7(t/日)				
がれき類	27.3(t/日)		産施51009号	平成13年2月1日		
圧縮梱包	廃プラスチック類	20.5(t/日)	42.7(t/日)	平成24年7月2日		
	紙くず	17.5(t/日)				
	繊維くず	18.0(t/日)				
	金属くず	66.0(t/日)				

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

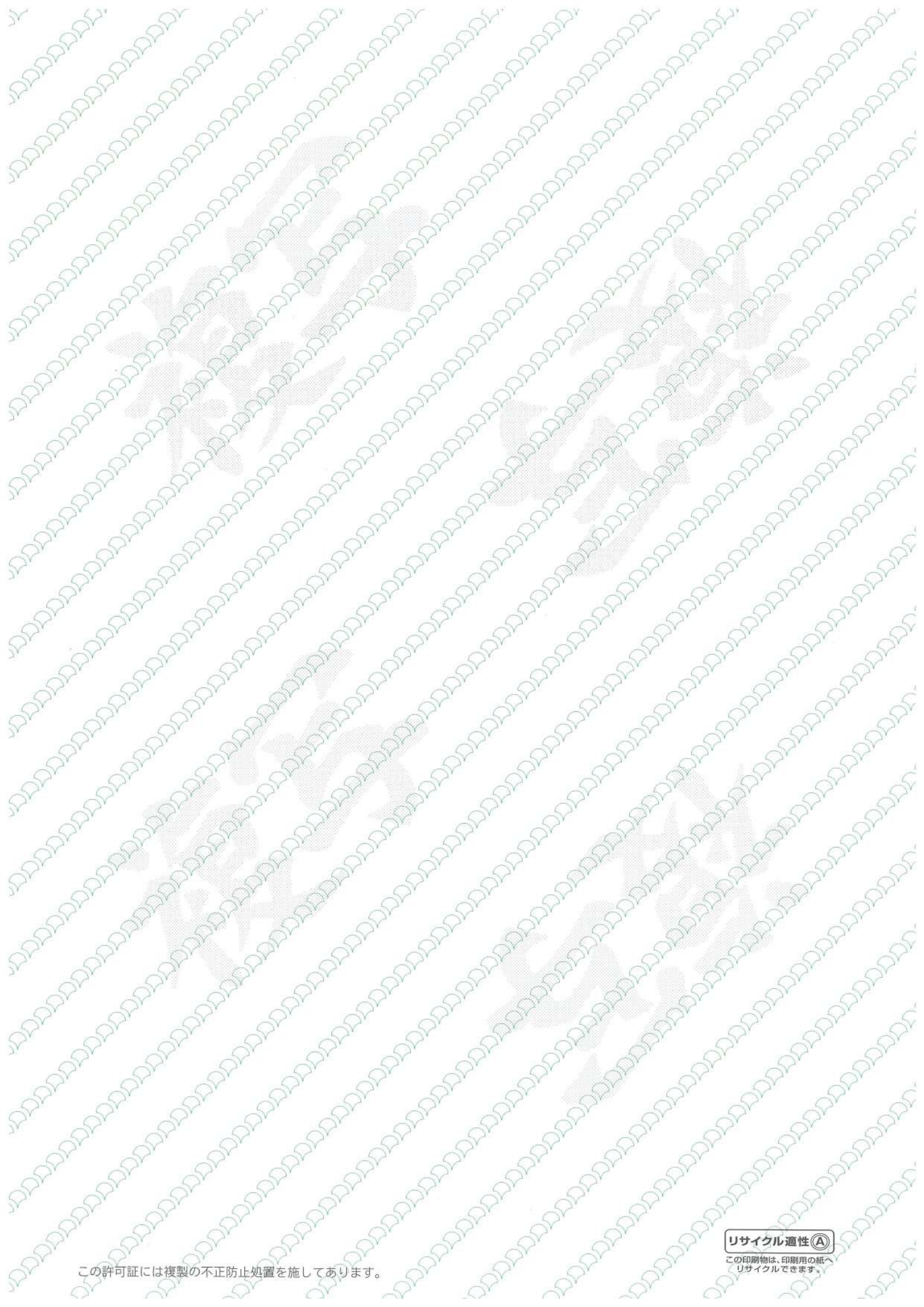
平成10年12月18日 新規許可

平成30年12月18日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)





複製禁止

複製禁止

複製禁止

複製禁止